

京都市と株式会社学生情報センターとの 大学のまち京都・学生のまち京都における学生生活充実に関する連携協定書

京都市（以下「甲」という。）と株式会社学生情報センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、大学のまち京都・学生のまち京都において学生を応援し、学生生活の一層の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して取り組むことで、大学のまち京都・学生のまち京都の推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）学生生活に関すること
- （2）学生のキャリア形成に関すること
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通保有する。

令和2年6月10日

甲：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市長

乙：京都市下京区烏丸通七条下ル ニッセイ京都駅前ビル
株式会社学生情報センター 代表取締役社長